

交通事故における男女間の違い

秋市Dさん

Q 交通事故の被害に遭ったのですが、加害者に対する金銭的な請求としては、どのような請求ができますか。また、被害者が男であ



弁護士 榎木貴之

るか、女であるかによつて、何か違いがありますか？

A

加害者に請求できる項目として

は、大きなところで、①治療費②休業損害③怪我をしたことに対する慰謝料が挙げられます。治療をしたけれども完治しなかつた場合には、後遺障害が残つたものとして、④後遺障害が残つたことに対する慰謝料⑤逸失利益の請求が可能となります。

この点、休業損害や逸失利益の算出に關しては、男女間における違いが見られ

ます。休業損害とは仕事を休んだことによる経済的な損失、逸失利益とは後遺障害が残つたことにより将来に亘つて失われるであろう経済的な損失です。単純に考えると、経済的収入のない専業主婦の場合、これらの損失は発生していないようにも思われがちですが、そうではありません。専業主婦は、女性の平均賃金額(約350万円)

の所得があるものとみなして、休業損害や逸失利益を算出することがあります。したがつて、場合によつては、外で仕事をしている男性の方よりも、休業損害や逸失利益の額が大きくなることもありま

は、等級というのがあるのですが、外貌の醜状障害については、従来、男女間において等級に格差がありました(女性が高い)。ところが、社会全体の価値観の変化に伴い、この点に關する男女間格差は解消される見込みです(男性の等級を引き上げ)。

【質問を募集】

「なんでも法律相談室」では、法律に關する質問を募集しています。身近な法律の疑問点など何でもご相談下さい。内容によつてはお答えできないものもあります。相談、質問は本紙宛、「なんでも法律相談室」係まで、ハガキかメールで送つて下さい。